

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年3月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500565 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1500063 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 56 年頃に当時アルバイトで勤務していた税理士事務所の奥さんの勧めで国民年金の加入手続を行い、まず、請求期間直後の昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 3 月までの保険料を納付した。

その後、昭和 55 年 4 月から国民年金の加入が必要であるとの通知が届き、A 市役所で加入時期を昭和 55 年 10 月から昭和 55 年 4 月に訂正する手続を行い、後日送付された納付書により請求期間の保険料 2 万円程度 (月額 3,000 円程度で保険料 6 か月分) を納付した。

どこの金融機関で納付したかまでの記憶はないが、請求期間の保険料を納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 6 か月と短期間であるほか、請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、請求者の保険料の納付意識は高かったものと推察される。

また、オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、昭和 56 年 4 月に A 市で行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に行われ、この加入手続の際、昭和 55 年 10 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求期間は国民年金の未加入期間とされているが、請求者が所持する年金手帳の国民年金に係る「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」欄には、一旦、「昭和 55 年 10 月 31 日」と記載された後、「昭和 55 年 4 月 1 日」に訂正され、「A 市」の印が押されていることが確認できる。オンライン記録によると、請求者は昭和 55

年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、この訂正に不自然さは見当たらないところ、オンライン記録及び請求者が昭和59年12月にA市から転居したB市の請求者に係る「国民年金被保険者名簿兼消込カード」とも、請求者の被保険者資格の取得時期は「昭和55年10月31日」のままとされており、請求者の年金記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、請求者は、A市役所で上述の被保険者の資格取得時期の訂正を行った後、送付された納付書により請求期間の保険料を金融機関で納付したと陳述しているところ、請求者が記憶する請求期間の保険料額約2万円（月額3,000円程度で保険料6か月分）は、おおむね請求期間の保険料額と一致しており、請求者が請求期間の保険料を現年度保険料あるいは過年度保険料として金融機関で納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500523 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500062 号

第 1 結論

昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 25 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
私の国民年金の加入手続は、私が会社を退職した昭和 60 年 4 月頃に妻が A 市役所で行い、保険料についても納付してくれたはずである。請求期間の保険料が未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 6 か月と短期間であり、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間を除き保険料を全て納付しているため、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 8 月頃に払い出されており、その際に、昭和 52 年 8 月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われ、同資格は昭和 57 年 4 月に喪失する事務処理が行われている。請求期間に係る国民年金の被保険者資格については、その後、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 60 年 4 月に当該国民年金手帳記号番号を用いて再取得する事務処理が昭和 60 年 4 月 25 日付けで行われ、同日に妻の国民年金の被保険者資格についても併せて再取得する事務処理が行われていることが確認できることから、請求者及びその妻の請求期間に係る被保険者資格の再取得手続は、その主張する時期に適切に行われている。

さらに、上述の被保険者資格の再取得時期（昭和 60 年 4 月）を基準とすると、妻は、請求期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする妻は、保険料を毎月納付していたと陳述しているが、請求期間の保険料の納付場所、納付方法及び

納付金額について記憶がはっきりしていない旨陳述しており、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、上述の被保険者資格の再取得時期（昭和 60 年 4 月）を基準とすると、妻は、請求期間の保険料を現年度保険料として納付することが可能であったものの、オンライン記録によると、昭和 61 年 7 月に請求者に対して過年度保険料の納付書が作成されていることが確認でき、この納付書が作成された時点において、保険料の納付可能期間内（2 年以内）である国民年金の被保険者期間は請求期間のみであるため、当該納付書は請求期間の保険料に対するものであったことが推察される。このことから、当該納付書が作成された時点で、少なくとも請求期間のうちの一部について、現年度保険料として納付されていなかった期間があったことが推し量られる。

さらに、上述の請求期間の保険料に対するものであったと推察される納付書が作成された時期（昭和 61 年 7 月）を基準とすると、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であったものの、妻は、この頃に納付書が送付されてきたこと及び請求期間の保険料を遡って納付したことについて、記憶にない旨陳述していることから、請求期間の保険料が過年度保険料として納付された事情を見いだすことができない。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、妻が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらないほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、上述の国民年金手帳記号番号以外に、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、請求者と同日に国民年金の被保険者資格の再取得を行っていた妻の請求期間の保険料については、免除申請が行われ、保険料の免除が承認されているため、妻の納付記録から夫である請求者の保険料が納付されていたと推認する事情を導きだすことができない。

このほか、妻が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500394 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500064 号

第 1 結論

昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 36 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

私は、母親から、年金だけは途切れないようにしておくよう言われていたもので、昭和 58 年 3 月末日に会社を退職して、その翌日に A 市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きをした。その際、提出したオレンジ色の年金手帳に国民年金についての押印、記載はしてもらえず、カバーの掛かったお薬手帳ぐらいの大きさの白色の手帳をもらった。その白色の手帳を国民年金の手帳だと思い、昭和 58 年 6 月に再就職した際に、オレンジ色の年金手帳と一緒に会社に提出したが、1 冊にまとめたということで白色の手帳は戻ってこなかった。

昭和 58 年 4 月の保険料については、昭和 58 年 4 月末から同年 5 月初め頃までの間に、昭和 58 年 5 月の保険料については、昭和 58 年 5 月末から同年 6 月初め頃までの間に B 銀行 C 支店（当時）で納付した。もしかすると、昭和 58 年 5 月の保険料については、当時、A 市 D 町に所在していた E 銀行（当時）の支店で納付したかもしれない。

B 銀行 C 支店に保険料を納付しに行った際、前職の仕事上、顔見知りであった女性行員に、会社を退職したので国民年金の保険料を納付しに来たことを窓口で伝えたことや、当時、母親に銀行へ保険料を納付しに行くと伝え、家から出掛けたことも覚えているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 2 か月と短期間である上、請求者は、国民年金の加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者に請求期間の保険料を納付するように勧めたとする母親は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの国民年金の加入期

間において保険料を全て納付しているため、年金制度に関心があったことがうかがえるところ、母親は、請求者に年金はきちんと納付するように言ったこと、請求者が保険料を納付しに行くと言え、家から出掛けたことを記憶している旨陳述しており、請求者の主張に沿う証言をしている。

しかしながら、請求者は、A市役所において、厚生年金保険から国民年金への切替手続をした際、カバーの掛かったお薬手帳ぐらいの大きさの白色の手帳をもらった旨陳述しているところ、A市は、当時、国民健康保険の手続が行われた場合については、国民健康保険の被保険者に対し、国民健康保険被保険者証と一緒に透明なカバーを渡していたと思われるが、国民年金の手続が行われた場合については、国民年金の被保険者に対し、白色の手帳及びカバーは、いずれも交付していなかった旨回答している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月頃にF市において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、昭和 61 年 3 月以降の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間の保険料に係る納付書が自身の手元に郵送で届いたので、それは国民年金の加入手続を行っていたということになる旨陳述しているものの、上述のとおり、請求期間において国民年金に未加入である請求者に対し、請求期間の保険料に係る納付書が作成されていたとは考え難いため、請求者が所持していたとする納付書が何に関する納付書であったかは不明であるものの、少なくとも国民年金に関する納付書であったとは推認し難い。

加えて、紙台帳検索システムによると、請求者が居住していたA市において、請求者に係る国民年金の加入手続が行われ、国民年金被保険者名簿等が作成されていた形跡は確認できず、その後請求者が転居したF市、G市、H市及びI市（現在は、J市）の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見当たらない。

その上、請求者は、請求期間の保険料をB銀行C支店で納付し、その際に顔見知りであった女性行員と話したことを覚えているとしているほか、もしかすると、請求期間のうち、昭和 58 年 5 月の保険料については、当時、A市D町に所在していたE銀行の支店で納付したかもしれない旨陳述している。しかし、請求期間の保険料納付に関して、i) 請求者は、上述の女性行員の名前を忘れてしまい、顔を見れば特定できる旨陳述しているものの、K銀行（請求期間当時は、B銀行）C支店は、請求期間当時の勤務者を判別できる写真等の資料はない旨回答していること、ii) 同支店は、請求期間の保険料納付に係る資料については、保存期間経過のため保管していない旨回答していること、iii) 同支店は、A市D町に所在していたL銀行（請求期間当時は、E銀行）の支店の業務をK銀行C支店が譲受

けているが、L銀行に係る請求期間当時の資料については保管していない旨回答していることから、請求期間の保険料納付に係る証言を得ること及び事実について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。